

○茅野市総合計画条例

平成28年9月30日
条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画に関する基本的な事項を定めることにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政経営を推進することを目的とする。

(総合計画の策定等)

第2条 市長は、市政経営に係る最上位の計画として総合計画を策定するものとする。

(総合計画の構成)

第3条 総合計画は、市の長期的な市政経営に係る目指すべき将来像及び将来像を実現するための政策の基本的な方針等を示す基本構想並びに基本構想を実現するための施策の基本的な方針等を体系的に整理した基本計画で構成する。

(市民の参画)

第4条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止するにあたり、市民からの意見等を総合計画に反映することができるよう、市民に必要な情報を提供し、市民の参画を得るものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市政経営の推進)

第7条 市長は、総合計画に基づき市政経営を推進するものとする。

(総合計画の進行管理)

第8条 市長は、総合計画の進捗状況等について、基本計画に掲げる施策の基本的な方針等の評価に基づき進行管理を行い、その結果を公表するものとする。

(茅野市総合計画審議会)

第9条 基本構想の策定、変更及び廃止並びに基本構想に掲げる目指すべき将来像を実現するための政策の基本的な方針等に係る進捗状況に関し、市長の諮問に応じ重要事項を調査し、及び審議するため、茅野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員25人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民・民間の団体の関係者
- (2) 知識経験者
- (3) 公募による市民等
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める者

- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。
- 6 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 9 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 10 前各項に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(委任)

第10条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する総合計画について適用し、同日前に策定した総合計画の進行管理については、なお従前の例による。
(茅野市総合計画審議会条例の廃止)
- 3 茅野市総合計画審議会条例（昭和47年茅野市条例第4号）は、廃止する。
(茅野市民プラン進行管理委員会条例の廃止)
- 4 茅野市民プラン進行管理委員会条例（平成22年茅野市条例第16号）は、廃止する。